

平成28年度(第46回)
中部オープンゴルフ選手権競技

日 程：平成28年8月17日(水)・18日(木)・19日(金)
場 所：岐阜関カントリー倶楽部(東コース)

中部ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)
 - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
 - (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。
2. ウォーターハザード(ラテラル・ウォーターハザードを含む)(規則26)

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

 - (a) 張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は**修理地**とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーの**スタンス**の障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
 - (b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)
4. 動かさない障害物(規則24-2)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
 - (d) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。
5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。
6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータ

スを持ち、規則16-1cに基づき修理することができる。

7. 臨時の動かさない障害物

スコアボードや観客席、テレビ塔など、競技開催に伴って臨時に設けられた人工の物件で、固定されていたり容易に動かさないものは「臨時の動かさない障害物」とする。

1. 定義

臨時の動かさない障害物(以下T I Oという)とは恒久的なものではない人工の物であって、競技開催に伴って臨時に設けられることが多く、固定されていたり容易には動かさないものである。

T I Oの中には、例えばテント、スコアボード、観客席、テレビ塔やトイレなどが含まれるが、これに限らない。

T I Oを支えるワイヤは、そのT I Oの一部である。ただし、委員会がそれを空中に張られた動力線・ケーブルとして取り扱おうと宣言している場合を除く。

2. 障害

次の場合にT I Oによる障害が生じたという。

(a)球がT I Oの前にあり、しかもそれに近接しているために、そのT I Oがプレーヤーのスタンスや意図するスイングの区域の障害になる場合。

(b)球がT I Oの中、上、下にある、あるいはT I Oの後ろにあるために、そのT I Oの一部が球とホールのちょうど間に介在していて、かつプレーの線上にあるとき。このような介在が生じている箇所から、ホールから等距離に沿って1クラブレンジ以内に球があるときも障害が生じていることになる。

注：球がT I Oの最も外側のふちの下にある場合、そのふちが地面に向けて下に延びていなくても、その球はT I Oの下にある球である。

3. 救済

プレーヤーは、T I O(アウトオブバウンズにあるT I Oを含む)による障害から次の救済を受けることができる。救済を受ける場合には、

(a)スルーザグリーン

球がスルーザグリーンにあるときは、(a)ホールに近づかず、(b)このローカルルールの2項に示す障害を避けられる、(c)ハザード内でもパッティンググリーン上でもない場所で、球のある箇所に最も近い地点をコース上に決めなければならない。プレーヤーは罰なしに球を拾い上げ、その地点から1クラブレンジ以内に、前記(a)、(b)、(c)の3条件を満たすコース上の箇所にドロップしなければならない。

(b)ハザード内

球がハザード内にあるときは、プレーヤーは球を拾い上げて、次のどちらかの処置をとらなければならない。

(i)罰なしに、完全な救済を受けられるコース上の最も近い箇所をハザード内に決めなければならないという点と、球もそのハザード内にドロップしなければならないという点を除き、他はすべて前記3(a)に準じてドロップ。完全な救済を受けることができないときは、そのハザード内で最大限の救済を受けられるコース上の箇所に、ドロップ。

(ii)1打の罰のもとに、そのハザードの外にドロップ。この場合、(a)ホールに近づかず、(b)このローカルルールの2項に示す障害が避けられ、しかも(c)ハザード内でない所で、球のあった箇所に最も近い地点をコース上

に決めなければならない。プレーヤーはその地点から1クラブレンジス以内で、前記(a)、(b)、(c)の3条件を満たすコース上の箇所に、ドロップしなければならない。3項に基づき拾い上げた球はふくことができる。

注1：球がハザード内にある場合、このローカルルールにかかわらず、適用できるのであればプレーヤーは規則26か、規則28に基づき処置することができる。

注2：このローカルルールによりドロップしなければならない球がすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

注3：委員会は次のようなローカルルールを作ることができる。

(a) T I Oよりの救済を受ける際に、指定ドロップ区域を使用することをプレーヤーに認めたり、その使用をプレーヤーに要求するローカルルール。

(b) このローカルルールの3項により決定した地点の、T I Oをはさんだ反対側に拾い上げた球をドロップすることを(それ以外の点についてはこのローカルルールの3項に従っていることを条件として)、追加の救済処置としてプレーヤーに認めるローカルルール

例外：プレーヤーの球がT I Oの(中や上や下ではなく)前か後ろにある場合で次のときには、プレーヤーはこのローカルルールの3項による救済を受けることはできない。

(1) T I O以外の物による障害のために、ストロークすることが(「介在」の場合には、ホールと球を結んだ直線上に球を運んで行くようなストロークをすることが)明らかに無理なとき。

(2) T I Oによる障害が明らかに不合理なストローク、不必要に異常なスタンスやスイング、プレーの方向をとることによってだけ起きるようなとき。

(3) 「介在」の場合では、そのT I Oに届くほど、プレーヤーが球をホールに向けて遠くに打つことができると期待するのは明らかに無理と思われるとき。

前記の例外により救済を受けることができないプレーヤーは、球がスルーザグリーンやバンカー内にあるとき、適用できるのであれば規則24-2bに規定する救済を受けることができる。球が、ウォーターハザード内にあるときは、プレーヤーは救済のニヤレスポイントをウォーターハザード内に決めなければならないという点と、その球はウォーターハザード内にドロップしなければならないという点とを除き、規則24-2b(i)に従って、球を拾い上げてドロップするか、規則26-1の処置をとることができる。

4. T I Oの中で見つからない球

見つからない球がT I Oの中や上、下にあることが分っているか、ほぼ確実な場合、プレーヤーは、適用できる場合、このローカルルールの3項か5項に従って球をドロップすることができる。なお、このローカルルールの3項と5項の適用に限っては、球がそのT I Oの最も外側の縁を最後に横切った地点にその球はあったものとみなされる(規則24-3)。

5. 指定ドロップ区域

プレーヤーにT I Oによる障害が生じた場合、委員会は指定ドロップ区域の使用をプレーヤーに認めることができ、また使用を求めることもできる。プレーヤーが救済を受けて指定ドロップ区域を使用する場合は、球があった箇

所(またはこのローカルルールの4項によるみなし地点)に最も近い指定ドロップ区域(たとえその指定ドロップ区域の方がホールに近づくことになってもよい)に拾い上げた球をドロップしなければならない。

注：委員会は、指定ドロップ区域の方がホールに近づくことになるときはその使用を禁止するローカルルールを作ることができる。

このローカルルールの違反の罰は2打。

8. 臨時の動力線とケーブル

臨時の動力線、ケーブル、電話線およびこれらを被っているマットや支柱は**障害物**である。

1. これらの物がたやすく動かせる場合には、規則24-1が適用となる。
2. これらの物が固定されていたり、たやすく動かさない場合で球がスルーザグリーンやバンカー内にあるときは、プレーヤーは規則24-2bに規定する救済を受けることができる。球がウォーターハザード内にあるときは、プレーヤーは救済のニヤレストポイントをそのウォーターハザード内に決めなければならないという点と、その球はそのウォーターハザード内にドロップしなければならないという点を除き、他はすべて同規則24-2b(i)に従って、球を拾い上げてドロップするか、規則26の処置をとることができる。
3. 球が空中に張られた動力線やケーブルに当たった場合は、そのストロークを取り消され、プレーヤーは規則20-5(前のストロークした箇所から次のストロークをプレーする場合)に従って、初めの球をプレーした箇所のできるだけ近くから球をプレーしなければならない。

注：臨時の動かさない障害物を支えるワイヤは、その臨時の動かさない障害物の一部である。ただし、委員会がローカルルールにより空中に張られた動力線やケーブルとして取り扱うと示している場合を除く。

例外：地面から立ち上がった動力ケーブルの接続部分にストロークした球が当たった場合は、再プレーを行ってはならない。

4. ケーブルを埋めた溝で、その上を芝で被っている部分は、修理地としての標示がなくても、修理地であり、規則25-1bが適用となる。
- このローカルルールの違反の罰は2打。**

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則I(B)1a』を適用する。
(**ゴルフ規則176ページ参照**)

(b) 溝とパンチマークの規格

『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』
(裁定4-1/1)を適用する。(付属規則II5c注2ゴルフ規則198ペー

ジ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ 4-1/1 参照)

5. 使用球の規格

(a) 『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)

(b) 『ワンボール条件・付属規則 I (B) 1 c』を適用する。(ゴルフ規則 178 ページ参照)

6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホールの中の練習禁止(規則 7 注 2) 『付属規則 I (B) 5 b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 181 ページ参照)**

8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、キャディーはカートを使用することができる。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 11-4、11-5、15-3 と 20-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用することができる。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 8』を適用する。(ゴルフ規則 183 ページ参照)**

9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 179 ページ参照)**

10. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)

スコアリングエリア方式を採用する。

11. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。

12. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。

13. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

14. 競技の短縮

委員会は、コースの状況により適正なるプレーが不可能と判断した時、競技規定に定めてあるラウンド数を短縮することができる。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホール
のティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件12項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく
損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレ
ーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
4. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤー
の参加資格を取り消すことができる。
5. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、
スタート前の練習は1人1コイン(24球)を限度とする。
6. ティーマーカーは黒色とする。
7. プレー中、帽子(バイザー可)を着用すること。
8. 中部ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。服装規定に違反
があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、
競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
9. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。

追 記

1. ハウス食堂(朝食)は、午前6時よりオープン。
2. 練習場は、午前6時よりオープン。
3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
4. バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。

競技委員長 泉 憲 一

指 定 練 習 日

8月9日(火)・10日(水)・16日(火)のうち2日間は連盟料金(会場倶楽部会員並
扱い)とする。ただし、16日(火)は午後3時までにプレーを終わること。指定練習日
のスタート時間は前もって 岐阜関カントリー倶楽部に申し込み予約すること。

TEL 0575-22-2424